

## 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

### (1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている
- ④ 出席状況が良好である

### (2) 学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする者(注)は③に該当すること)

- ① 以下のいずれかに該当する
  - ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する(2年までの評定平均値が4.3以上)
  - イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
  - ア：課外活動(部活動含む)に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
  - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - (i)：調査書における学校成績概評が概ね「B」に該当する(2年までの評定平均値が3.5以上)
  - (ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ 2年までの評定平均値が3.5以上の教科が1つ以上あり進学先での修学に対する意欲が認められる

### (3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする者の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 以下(注)の施設等に入所していること(生徒が18歳時点で入所等していた(又はしている)ことが見込まれる)こと)

(注)社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしている)ことが見込まれる)生徒等をいう。

- ・児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
- ・児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
- ・児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
- ・里親(同法第6条の4に規定する者)